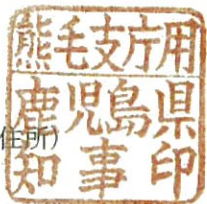


様式第一号（第一条関係）

廃棄物海洋投入処分許可申請書		平成 29 年 12 月 25 日
環境大臣 中川 雅治 殿		
申請者		
住 所 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号		
氏 名 鹿児島県知事 三反園 訓		
（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所）		
		
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 の規定により、船舶からの 第 18 条の 2 第 1 項 海洋施設からの 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：島間港改修（統合補助）事業に伴って発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合するもの。 （詳細は別紙-1 のとおり）	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に に関する実施計画 に係る事項	廃棄物の海洋投入処分 をしようとする期間	2018 年 2 月 1 日 ～ 2020 年 1 月 31 日
	海洋投入処分をしよう とする廃棄物の数量	体積量 91,000 m ³
	単位期間において海洋 投入処分をしようとする 廃棄物の数量	2018 年 2 月 1 日～2019 年 1 月 31 日：78,000m ³ 2019 年 2 月 1 日～2020 年 1 月 31 日：13,000m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域のうち、以下の点を中心とした半径 500m の円に囲まれた範囲内の海域。 北緯 30° 30' 34.0" 東経 130° 50' 25.0" （詳細は別紙-2 のとおり）
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施する。航行中に排出しない。 （詳細は別紙-3 のとおり）
△廃棄物の排出海域の 汚染状況の監視に関 する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4 のとおり
	監視の頻度	別紙-4 のとおり
備考		
1 ※の欄は記載しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

（日本工業規格 A 列 4 番）

